

【答申の概要】 諮問第194号 特定日に発表された特定の職員の懲戒処分等に関する文書の部分
開示決定に対する異議申立て

件名	特定日に発表された特定の職員の懲戒処分等に関する文書の部分開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	懲戒処分等に係る記者提供資料に添付された顔写真付きの人事に係る台帳
非開示理由	条例第7条第2号（個人情報）
実施機関	静岡県知事
諮問期日	平成26年10月15日
主な論点	過去に報道提供された情報の条例第7条第2号ただし書ア該当性
審査会の結論	<p>静岡県知事の決定は、妥当である。</p>
審査会の判断	<p>当審査会は、本件対象公文書を見分の上、非開示部分について審査した結果、以下のように判断する。</p> <p>1 本件対象公文書の性質及び内容</p> <p>本件対象公文書は、本件被処分者の氏名、生年月日、年齢、住所、職位、職種、学歴、略歴等が記載された顔写真付きの人事に係る台帳である。</p> <p>これは、本件懲戒処分等が行われた際に、機構が作成し、その設立団体である静岡県に対して提出した記者提供資料の附属資料であり、機構を管轄する担当部署として健康福祉部医務課（現医療政策課）が受領したものである。</p> <p>このうち、本件で非開示とされた部分は、別記（略）のとおりである。</p> <p>2 本件懲戒処分等の実施及び被害職員の公務災害認定の際の公表状況について</p> <p>実施機関の意見書によれば、本件懲戒処分等が行われた際、機構は公表基準に準じて公表を行ったとのことである。</p> <p>公表基準によれば、公表の対象となるのは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）で、公表する内容は、(1)処分日、(2)処分内容、(3)処分の事由並びに(4)被処分者の情報（所属（部局名及び本庁・出先の別）、職位及び年齢）であるが、刑事事件等となって既に氏名が報道等で公になっている場合には、これらに加えて、被処分者の氏名も公表することとされている。</p> <p>また、懲戒処分に至らない軽微な職務上の義務違反などを行った職員に対し、将来の行動を戒め、あるいは注意を喚起するために行われる訓告や口頭注意などの服務監督上の処分については、社会的影響が大きいと判断される事案において懲戒処分が行われたことに伴って、当該懲戒処分対象者の管理監督者に対して行われたときに、その内容を公表することとされている。</p> <p>機構は、公表基準に準じて、平成22年12月17日、本件懲戒処分等の実施の際に、処分日、処分内容、処分理由、本件被処分者の情報（所属、職位、年齢（戒告処分相当とされた退職者については職位及び年齢を除く。）、被害職員の自殺に係る情報（自殺した時期、遺族の動向）、機構の理事長コメントが記載された「静岡県立病院機構職員の処分」というタイトルの文書（資料1）を報道機関に提供するとともに、同内容について、「静岡県立病院機構職員の処分について」と題する記事（資料2）をホームページ上に掲載したが、刑事事件等となって既に氏名等が報道等で公表されている場合に該当しなかったため、関係者の氏名の公表は行っていない（以下、資料1及び資料2に記載された情報を「報道機関提供情報」という。なお、資料2についてはその後</p>

ホームページから削除され、閲覧できなくなっている。)

なお、報道機関提供情報に加え、本件被処分者の役職、性別及び発言内容の一部並びに被害職員の性別、職種、年齢、傷病名に係る情報等が掲載された記事が現在でもインターネット上の医療関係のサイトで確認でき、さらに、異議申立人が提出した新聞の写しによれば、管理監督者として服務監督上の処分を受けた者の氏名も確認できる。報道機関提供情報を超えるこれらの部分は、機構が本件懲戒処分等の実施に際して県庁で行った記者会見などにより報道機関が入手した情報であると推測される。

また、同じくインターネット上の医療関係のサイトでは、①被害職員の氏名、職種、年齢、傷病名、②被害職員の両親の氏名、年齢、コメント等、③本件被処分者の役職、発言内容の一部に係る情報が掲載された記事が現在も確認できるが、これらは被害職員の死亡が公務上の災害であると認定されたことを受け、被害職員の遺族が平成25年3月8日に県庁で記者会見を行った際に公表された情報であると推測される。

3 非開示情報該当性等

(1) 条例第7条第2号本文該当性

本件対象公文書は、人事に係る台帳であり、本件被処分者4名の職名、氏名、生年月日、年齢、略歴、住所等の情報が記載された文書で、全体として条例第7条第2号本文の個人に関する情報に該当する。

(2) 条例第7条第2号ただし書ア該当性

異議申立人は、報道機関提供情報である本件被処分者の職位及び年齢、さらに、新聞報道された本件被処分者の役職や性別等の情報については、過去に明らかにされた情報であることから、条例第7条第2号ただし書アに該当し、開示すべきだとする旨の主張をしているため、以下、これらの点について検討する。

ア 報道機関提供情報が記載された部分について

(ア) 報道機関提供情報は、懲戒処分を行った場合に一般的に県民等に知らせる必要があるものとして、公表基準に準じて報道機関に提供される情報であり、機構が本件懲戒処分等を実施した時点においては、公衆が知り得る状態に置かれ、公表慣行があった情報といえる。

(イ) ところで、懲戒処分等の事案の概要が、被処分者の氏名それ自体、あるいは所属、職位、年齢という被処分者が誰であるかを知る手掛かりとなる情報とともに過去のある時点で報道提供等が行われ、公衆が広く知り得る状態に置かれると、その内容が当該個人の非違行為に係る情報であることから、当然に特定の個人が識別され、又は一定範囲の者に当該個人が特定されることで、その者の権利利益が害されるおそれを生じることとなる。それにもかかわらず報道提供がされるのは、同種の非違行為事案の再発防止その他職務執行行為の適正及び倫理の保持を図り、それによって行政機関の職員に対する県民の信頼の確保に資することを目的としているためであると考えられる。

(ロ) これに対し、県の諸活動を県民に説明する責務を全うするために、保有する情報を求めに応じて開示することを原則としつつも、個人に関する情報については、一度開示されれば当該個人に対して回復しがたい損害を与えることがあるため、みだりに公にされないことがないよう最大限に配慮し、公にすることによる利益と個人の権利利益の保護との調和を図ろうとしたのが、条例第7条第2号ただし書及び第8条の規定の趣旨である。

(ハ) そうすると、過去の一時点において懲戒処分等の事案の概要が(イ)で述べた目的のために

報道提供された場合、当該事案の概要のうち、個人の識別につながる非違行為者が誰であるかに関する情報は、報道提供の時点から時間が経過するに従い、事案の社会的影響及び事案に関する社会一般の関心や記憶は薄れていき、新聞社名や報道年月日が特定されない限り次第に公衆が知り得る状態に置かれているとはいえなくなっていくが、秘匿すべき必要性の高さは時間の経過によって変わることはないことから、相応の時間の経過により、公にすることによる利益よりも当該個人の権利利益を保護する必要性が上回ることでないと認められる。

(オ) しかしながら、当該事案の概要のうち、非違行為者が誰であるかの部分を除いた部分、すなわち非違行為の客観的態様については、時の経過を考慮する必要性が乏しいことから、特段の事情がない限り、開示請求時点においてもなお慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとの性質を失わないと認められる。

(カ) 本件対象公文書は人事に係る台帳で、それ単独では、個人の氏名、住所、性別、生年月日等、特定の個人が機構に在籍するとの情報や当該個人の学歴、略歴等の属性情報の記録された文書としての性質を有するにすぎないが、本件懲戒処分等に係る公文書の開示請求を受けて特定されたものであることから、本件懲戒処分等の対象者の情報の記載された文書としての性質を有するため、本件対象文書には、職員個人の非違行為歴に関する情報が記載されているものといえる。

そうすると、機構による本件懲戒処分等の際の報道提供等から本件開示請求までに3年8か月が経過していることを考慮すると、報道機関提供情報のうち、非違行為の客観的態様については、今なお公表慣行を認めるべきであるが、非違行為を行った者が誰であるかに関する情報はもはや現に「公にされている情報」にも「公にすることが予定されている情報」にも該当しなくなったと解するのが相当である。

(キ) 本件決定で非開示とされた本件被処分者の職位及び年齢は、報道機関提供情報に含まれてはいるが、非違行為者が誰であるかに関する情報であるから、もはや現に「公にされている情報」とも、「公にすることが予定されている情報」とも認められず、条例第7条第2号ただし書アに該当しないと認められる。

イ 報道機関提供情報以外の情報が記載された部分について

異議申立人がいうように、本件決定で非開示とされた情報の中には、本件被処分者の役職、性別等、機構が本件懲戒処分等を実施した際に新聞報道された情報も含まれている。

これらは報道機関提供情報を超えた情報であり、本件懲戒処分等の対象者が退職者も含め4名に及ぶ上、本件懲戒処分等の処分理由に係るパワーハラスメントの事実関係が複雑であるという事案の性質から、報道提供した際に配布等した資料の理解の便宜のために報道機関からの求めに応じて伝えた情報であると推測され、個別事例の内容の差異にかかわらず、懲戒処分があった場合に一般的に公表されるものではないので、公表慣行があった情報とはいえない。

また、異議申立人は、被害職員の遺族が県庁において行った記者会見を受けて報道された情報についても、条例第7条第2号ただし書アに該当するため開示すべきだとするが、当該記者会見の実施場所として県庁の施設が利用されたものの、その際に報道された情報はそもそも機構により公表されたものではなく、機構が本件懲戒処分等を実施した時点においても公表慣行があった情報とはいえない。

さらに、被処分者等の学歴や家族構成等、上記の機構や被害職員の遺族が実施した記者会見の際に新聞報道された情報以外については、開示請求の時点において他に公表慣行があったことをうかがわせる事情も確認できない。

したがって、本件対象公文書で非開示とされた箇所のうち、報道機関提供情報以外の情報が記載された部分については、条例第7条第2号ただし書アには該当せず、非開示が妥当である。

(3) 条例第7条第2号ただし書イ該当性

異議申立人は、本件決定で非開示とされた情報が、被害職員を含む精神障害者の基本的人権である生存権、勤労権、幸福追求権に係る情報であり、パワーハラスメントによる自殺という事案の重大性を踏まえ、医療施設や福祉施設等に就職・転職を希望する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であるなどと主張する。

確かに、パワーハラスメントによる被害を防ぐために、実際に発生した事例に係る情報を、発生した職場内にとどまらず、外部へ情報提供することに一定の意義は認められる。

しかしながら、本件決定で非開示とされているのは、本件被処分者の氏名、役職等の個人の識別につながる情報や学歴、家族構成等の情報であり、これらの情報について、開示することによる利益が非開示とすることによる利益を上回るとはいえない。

したがって、条例第7条第2号ただし書イには該当せず、非開示が妥当である。

(4) 条例第7条第2号ただし書ウ該当性

懲戒処分等を受けたということは、公務員等である職員に分任された職務の遂行に係る情報ではなく、条例第7条第2号ただし書ウには該当しないため、非開示が妥当である。

(5) 部分開示の範囲の適否について

以上に述べたとおり、本件対象公文書は、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

しかし、条例第7条第2号の情報が記録されている場合には、条例第8条第2項の規定により、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益を害するおそれがないと認められるときは、当該部分を除いて開示すべきこととされており、本件決定においても、同項の規定に基づき、部分開示が行われている。

本件対象公文書は人事に係る台帳であり、そこには本件被処分者の顔写真、氏名、年齢、職位、役職等の個人が識別できることとなる記述や、それらの記述の部分を除いても個人の権利利益を害するおそれのある学歴、家族構成等の情報が記録されていることから、本件決定で開示した範囲を超えて部分開示を行うことはできない。